

【障害者支援課提供資料】

1 届出、資格要件、指定基準等について

指定事業係（事業者指定担当）

電話：9 7 2 － 3 9 6 5

○届出について

【全サービス共通（基準該当事業所を除く）】

1 平成 27 年度介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出について

介護給付費等の算定に当たり、「平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号」の規定等に基づき、「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書」をあらかじめ名古屋市に届け出ることとなっています。

(1) 提出書類

別紙一覧表のとおり

(2) 提出期限

平成 27 年 4 月 15 日（水）期限厳守（消印有効）

(3) 提出先

〒460-8508（住所不要）名古屋市役所健康福祉局障害者支援課
指定事業係 事業者指定担当

(4) 様式

今回一部様式を改正しましたので、最新の様式をウェルネットなごやかからダウンロードしてください。

>TOP>事業者の方へ>新着情報>平成 27 年度介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出について

注意点

- ※1 平成 26 年度実績に基づき、体制を報告しなければ算定できない加算（別紙一覧表の○のついている加算です）につきましては、平成 26 年度以前より算定していた場合でも、毎年度届出いただいた上、体制が確認できなければ算定できません。
- ※2 平成 27 年 5 月 1 日算定の加算届も、平成 27 年 4 月 15 日（水）が締切になっております。提出期限を過ぎますと、6 月以降の算定になりますのでご注意ください。
- ※3 就労継続支援 B 型の場合、所定の期日までに愛知県障害福祉課に工賃向上計画を提出する必要があります。
- ※4 特定相談支援事業所については、新設された特定事業所加算を算定する場合のみ、別紙一覧表の書類が必要です。

【全サービス共通（相談支援事業所を除く）】

2 平成 27 年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の届出書の提出について

平成 27 年度において、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定を受けようとする指定障害福祉サービス事業者等（児童福祉法上のサービスも含む）については、届出書の提出が必要となります（別紙参照）。

◎提出期限

平成 27 年 4 月 15 日（水）期限厳守（消印有効）

※ 1 期限までに届出書を提出できない場合には、加算を算定することができません。

※ 2 上記の期限後においては、算定を受けようとする月の前々月の末日までに届出書を提出することにより加算を算定することができます。

例) 4/30 までに受理で、6 月サービス提供分から加算を算定可能

3 平成 26 年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護処遇改善特別加算の実績報告書の提出について

(1) 提出期限

平成 26 年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出することとなっています。

例) 4 月請求分(3 月サービス提供分)が 5 月に支払われた場合、提出期限は平成 27 年 7 月 31 日(金)となります。

(2) 届出書類

ウェルネットなごやを参照してください

TOP>事業者の方へ>障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算

4 報酬算定上必要な人員配置を満たさないことが判明した場合の変更に係る届出の取扱いについて

別紙参照

【全サービス共通】

5 業務管理体制の整備に関する届出先の変更について

平成 27 年 4 月 1 日より、業務管理体制整備に関する届出書の※ 1 提出先が以下のとおり変更となります。但し、既に届出（整備）をされている法人については、変更事由に該当しない限り改めて新しい届出先に届出をする必要はあ

りません。なお、**※2変更事由**に該当すれば、新しい届出先に変更届（障害者総合支援法上のサービスは第3号様式、児童福祉法上のサービスは第4号様式）の提出が必要です。

業務管理体制届の内容については、別紙をご参照ください。

※1 提出先

○障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の指定を受けている場合

○障害児通所支援事業及び障害児入所施設の指定を受けている場合

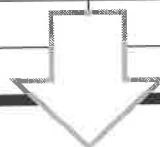
	事業所①所在地	事業所②所在地	平成26年度までの届出先 行政機関	平成27年度以降の届出先 行政機関
A法人	名古屋市	名古屋市	愛知県	名古屋市
B法人	名古屋市	日進市	愛知県	愛知県
C法人	豊田市	岡崎市	愛知県	愛知県
D法人	豊橋市	静岡県浜松市	厚生労働省	厚生労働省

○一般・特定相談支援事業所の指定を受けている場合

	事業所①所在地	事業所②所在地	事業所③所在地	平成26年度までの 届出先行政機関	平成27年度以降の 届出先行政機関
A法人	名古屋市	名古屋市		愛知県	名古屋市
	一般相談支援	計画相談支援			
B法人	名古屋市	名古屋市		名古屋市	名古屋市
	計画相談支援	計画相談支援			
C法人	名古屋市	名古屋市	豊橋市	愛知県	愛知県
	計画相談支援	計画相談支援	計画相談支援		
D法人	瀬戸市			瀬戸市	瀬戸市
	計画相談支援				
E法人	瀬戸市	瀬戸市		愛知県	愛知県
	計画相談支援	一般相談支援			

○障害児相談支援事業所の指定を受けている場合

	事業所①所在地	事業所②所在地	平成26年度までの届出先 行政機関	平成27年度以降の届出先 行政機関
A法人	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
B法人	名古屋市	日進市	愛知県	愛知県
C法人	小牧市	岡崎市	愛知県	愛知県
D法人	尾張旭市		尾張旭市	尾張旭市



届出先に変更はない

○名古屋市の届出先部署

サービス種別	届出先
障害福祉サービス事業 特定相談支援 一般相談支援	健康福祉局障害福祉部 障害者支援課指導係
障害児通所支援 障害児入所支援 障害児相談支援	子ども青少年局子育て支援部 子ども福祉課子ども発達支援係

※2 変更事由

- 1、法人の種別、名称（フリガナ）
- 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
- 3、代表者氏名（フリガナ）、生年月日
- 4、代表者の住所、職名
- 5、法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
- 6、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 7、業務執行の状況の監査の方法の概要

☆1～4については、事業所の変更届の提出がなされていれば、業務管理体制の整備の変更届は不要です。

☆5～7については、業務管理体制の整備の変更届（第3,4号様式）を提出が必要⇒別紙参照

☆本件の取扱いは、提出先が名古屋市の場合に限ります。

制度の詳細及び書式のダウンロードについては、ウェルネットなごやを参照してください。

【就労継続支援 A 型】

6 指定更新時の提出書類について

平成 26 年 11 月 4 日の障害保健福祉関係主管課長会議資料において、厚生労働省より別添のとおり説明があったため、本市としても適切な運営が確保されるよう、指定更新申請時には通常の添付資料に加え、別紙「作業収益、利用者賃金比較表（参考様式）」を添付いただきますようお願いいたします。

指定更新前に改めて事業計画をご提出いただくことがありますので、ご了承ください。

○従業者の要件について

【日中活動系共通】

7 サービス管理責任者研修修了のみなし期間の経過措置について

事業開始してから 1 年間は、サービス管理責任者研修を受けたものとみなす猶予措置については、27 年度から 3 年間の経過措置を設けた上で廃止されます。

【行動援護】

8 平成 27 年度以降の行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件

(1) サービス提供責任者

原 則

「行動援護従業者養成研修修了者」

＋「知的障害児者または精神障害者の直接業務 3 年（540 日）以上」

経過措置 <H27.4.1～H30.3.31>

「居宅介護従業者の要件」

＋「知的障害児者または精神障害者の直接業務 5 年（900 日）以上」

(2) 従業者（経過措置の場合も、減算の適用はない）

原 則

「行動援護従業者養成研修修了者」

＋「知的障害児者または精神障害者の直接業務 1 年（180 日）以上」

経過措置＜H27.4.1～H30.3.31＞

「居宅介護従業者の要件」

＋「知的障害児者または精神障害者の直接業務 2 年（360 日）以上」

～注意事項～

経過措置期間が終了するまでに、計画的に行動援護従業者養成研修を受講いただきますようよろしくお願いいたします。また、同行援護の従業者養成研修につきましても、経過措置期間が平成 30 年 3 月 31 日までとなっておりますので、計画的に研修を受講いただきますようお願いいたします。愛知県内の居宅介護職員初任者研修等指定事業者については、愛知県障害福祉課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/kyotaku-kaigo/index.html>

○指定上の注意について

【共同生活援助】

9 同一建物における複数住居の指定について

平成 26 年 10 月 8 日付で通知しておりますが、同一建物における複数住居の設置については、一定の制限がありますので、ご留意ください。（別紙通知参照）

10 地域移行支援型ホームについて

別紙厚生労働省事務連絡（Q&A）参照

○運営上の注意について

【日中活動系共通】

11 定員の遵守について

指定基準省令第 69 条（準用を含む）において、利用定員を超えてサービスの提供を行なってはならないと定められております。定員を超えてサービス提供できるのは、災害、虐待などのやむをえない事情に限られます。

また、報酬請求については、1日当たり150%超過もしくは直近3ヶ月平均利用者数125%超過した場合、定員超過減算が適用されますが、それを超えない範囲であれば定員超過が許容されるということではありません。定員超過が常態化するような場合は、事前にご相談の上、定員の変更届をご提出願います。

【生活介護】

12 生活介護の「開所時間減算」および「延長支援加算」の留意点について

平成27年度の報酬改定において当該減算については、「4時間未満は所定単位の30%を減算」「4時間以上6時間未満の場合は所定単位数の15%を減算」となっています。報酬告示においては「(略) 運営規程に定める営業時間が、別に定める・・・(略)」とありますが、ここでいう営業時間（送迎に要する時間を除く）は利用者がサービスを利用することが可能な時間（いわゆる「サービス提供時間」）であるため、算定に当たっては注意してください。

現在、運営規程の営業時間のみの記載がある場合、「サービス提供時間」（送迎時間は含まない）を記載するとともに、その時間によって「開所時間減算」及び「延長支援加算」を算定してください。

【共同生活援助】

13 利用者負担金について

利用に当たり、入居一時金をとるなどの事業所が散見されますが、指定基準省令第210条の4に規定されているとおり、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められておりませんので、ご注意ください。

○利用者から受け取ることができる費用

- ・ 共同生活援助における利用者負担額
- ・ 食材料費・家賃・光熱水費・日用品費
- ・ その他の日常生活費（「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取り扱いについて」平成18年12月6日章発第1206002号 各都道府県知事宛 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知を参照）

○利用者から受け取ることができない費用

- ・ 入居一時金
- ・ お世話料、共益費、施設利用補償金などの名目があいまいなもの。

○その他

14 障害福祉サービス新規参入事業者向け研修について（ご案内）

障害特性に関する理解等を深めていただくことにより、より利用者の方の支援の質の向上を図っていただくことを目的として、平成 26 年 9 月から初めて障害福祉サービス事業に参入される法人の代表者、管理者の方に受講いただいております。

定員枠（20 名）に空きがある場合、どなたでも受講が可能です。本市の独自基準において、事業所内での障害特性に関する研修を実施することが義務付けられておりますので、新規職員の方に受講していただくなど、ぜひご活用下さい。詳細はウェルネットなごやを参照してください。

内容

- ・ 毎月中旬頃に開催
- ・ 午前に障害特性の理解や障害福祉サービスの制度概要について講義を行い、午後は施設を見学
- ・ 1 事業者当たり、2000 円の負担金が必要
- ・ 前月末までに申込が必要（郵送可）

平成27年4月における介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

算定する加算の有無に関わらず、すべての事業所について、みだしの届出をつぎのとおり提出していただきます。
※ 基準該当障害福祉サービス事業所、移動支援事業所及び地域活動支援事業所は除きます。

1 提出期限

平成27年4月15日（水）【期限当日の消印有効】

- ・平成27年5月1日適用の加算届も、4月15日（水）が締切になっております。
- ・提出期限を過ぎますと、6月以降の適用になりますのでご注意ください。
- ・〇印の加算は前年度に算定している場合でも、今回期限までに届出がないと4月以降は算定できませんので、特に注意してください。

2 提出先

〒460-8508(住所不要) 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 指定事業係

3 提出書類

事業所ごとに、下表の該当する書類をご提出ください。

- ・様式は改正されているものがありますので、ウェルネットなごやの加算のページから最新の様式をダウンロードしてください。
- ・各様式に記載されている注釈をよくお読みの上、当該様式に記載されている添付書類もあわせて提出するようご注意ください。

なお、多機能型事業所、短期入所事業所（併設型、空床利用型、生活介護事業所と同一建物内の単独型）及び障害者支援施設（施設入所支援と日中活動系サービス）については、1枚の届出書(第5号様式)とし、「体制等状況一覧表」以下の添付書類を該当サービス別に添付してください。

相談支援事業所で新たに特定事業所加算を算定する場合には提出が必要
(加算を届け出ない場合は提出不要)

サービス種別	必要書類	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) ※適用する加算はすべて「あり」に〇をつけること	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※平成27年4月の勤務予定で作成すること	組織体制図(参考様式15)	最新の運営規程	平均利用者数算定シート(別紙33)	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就業継続支援(A型)	就業継続支援(B型)	型へ介護サービス包括	型へ外部サービス利用	共同生活援助	施設入所支援	相談支援(計画相談)
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
共通	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) ※適用する加算はすべて「あり」に〇をつけること	◎ (その1)	◎ (その2)	◎ (その3)	◎ (その4)	◎ (その4)	◎ (その7)	◎ (その7)	◎ (その7)	◎ (その7)	◎ (その8)	◎ (その9)	◎ (その9)	◎ (その9)	◎ (その5)	◎ (その5)	◎ (その5)	◎ (その5)	◎ (その5)	◎ (その6)	◎ (その10)	△
	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※平成27年4月の勤務予定で作成すること	◎ (別紙2-1)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	◎ (別紙2-2)	△
	組織体制図(参考様式15)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
	最新の運営規程	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	平均利用者数算定シート(別紙33)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ (その2)も添付	◎	◎	◎	◎
	特定事業所加算に関する届出書(別紙3-1～3-4)	○																				
	人員配置体制加算に関する届出書(療養介護)(別紙4)		○																			
	人員配置体制加算に関する届出書(生活介護)(別紙5)			○																		
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書(別紙10)			○																		
平成26年度実績が必要な加算届	重度障害者支援加算に関する届出書(別紙12)																					
	夜間職員配置体制加算に関する届出書(別紙13)																					
	共同生活援助に係る共同生活住居及び入居者の状況(別紙15)																					
	夜間支援等体制加算(共同生活援助)に関する届出書(別紙16)																					
	夜間支援等体制加算(宿泊型自立訓練)に関する届出書(別紙23)																					
	通勤者生活支援加算に関する届出書(別紙19)																					
	地域移行支援体制強化加算に関する届出書(別紙22)																					
	就労定着支援体制加算に関する届出書(別紙25)																					
	移行準備支援体制加算(Ⅰ)に関する届出書(別紙26)																					
	就労移行支援体制加算に関する届出書(別紙27)																					
制度改正関連	重度者支援体制加算に関する届出書(別紙28)																					
	目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書(別紙29)																					
	目標工賃達成加算に関する届出書(別紙30)																					
	平均障害支援区分の算出(別紙31)																					
	福祉専門職員配置等加算に関する届出書(別紙7)																					
	送迎加算に関する届出書(別紙9)																					
	常勤看護職員等配置加算及び看護職員配置加算に関する届出書(別紙21)																					
	栄養士配置加算及び栄養マネジメント加算に関する届出書(別紙32)																					
	特定事業所加算に関する届出書(相談支援事業所)(別紙36-1)及び基準の遵守状況に関する記録(別紙36-2)																					
	別紙6～8、11、14、17、20、21、24、32、34、35	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

◎・・・届出が必要な書類

○・・・当該加算を算定している(する)場合は必要

△・・・(1) 新規の算定又は変更する場合には必要

(2) 平成26年度から継続して算定しており、内容に変更がない場合は提出不要。

※ 就業継続支援B型事業者の方には、工賃向上計画の提出について、愛知県障害福祉課から通知があります。

平成 27 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出について

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定する事業者は、毎年度届出が必要です。例年は、翌年度の加算を算定する場合には 2 月末日を提出期限としているところですが、平成 27 年度については、国において報酬改定があったことから、届出方法及び届出期限を以下のように定めますので、期限までにご提出をお願いします。

1 平成 27 年度福祉・介護職員処遇改善加算の概要

【平成 26 年度加算区分】

【平成 27 年度加算区分】

新設	加算 I	キャリアパス要件・定量的要件の両方を満たす	⇒	加算 I	キャリアパス要件の全てを満たしかつ(新)定量的要件を満たす
	加算 II	定量的要件を満たさない	⇒	加算 II	キャリアパス要件・(旧) 定量的要件の両方を満たす
	加算 II	キャリアパス要件を満たさない	⇒	加算 III	(旧) 定量的要件を満たさない
	加算 III	キャリアパス要件・定量的要件の両方を満たさない	⇒	加算 IV	キャリアパス要件・(旧) 定量的要件を満たさない

※定量的要件の実施期間について

(旧) 定量的要件	(新) 定量的要件
【取得に必要となる加算】 福祉・介護職員処遇改善加算 II～IV 【内容】 <u>平成 20 年 10 月から福祉・介護職員処遇改善計画の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容</u> （賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	【取得に必要となる加算】 福祉・介護職員処遇改善加算 I 【内容】 <u>平成 27 年 4 月以降に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容</u> （賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

※福祉・介護職員処遇改善特別加算は変更なし

2 届出先

事業所の所在地	届出書提出先
名古屋市のみ	名古屋市
名古屋市と中核市（障害児に係る事業を行っている場合を除く。以下同じ。）のみ	名古屋市及び該当の中核市
名古屋市と愛知県内の他市町村（中核市のみ）に所在する場合を除く。）	愛知県
名古屋市と他の都道府県	名古屋市及び他の都道府県
名古屋市、愛知県内の他市町村（中核市のみ）に所在する場合を除く。）及び他の都道府県	愛知県及び他の都道府県

3 必要な提出書類

※名古屋市以外の自治体に提出する場合の様式・提出方法・期限等はそれぞれの自治体へお問い合わせください。

① 全ての法人が必要

- ☐ 別紙様式2 福祉・介護職員処遇改善計画書
- ☐ 別紙様式2（添付書類1）福祉・介護職員処遇改善計画書（事業所一覧表）
- ☐ 別紙様式3 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書
- ☐ 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出チェックシート

② 事業所の所在地に応じて必要

- ☐ 別紙様式2（添付書類2）福祉・介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）
都道府県の圏域を超えて所在する複数の障害福祉サービス事業所を有する法人
- ☐ 別紙様式2（添付書類3）福祉・介護職員処遇改善計画書（市町村一覧表）
名古屋市と中核市（障害児に係る事業を行っている場合を除く）のみに所在する障害福祉サービス事業所を有する法人

上記に加え、平成27年度に算定する加算区分に応じて下記の書類が必要となりますので、必ず添付してください。

平成27年度の加算Ⅰを算定する事業者	☐ 別紙様式6 キャリアパス要件等届出書 ☐ 就業規則・賃金規程
平成26年度の算定要件を変更しない事業者 （例）平成26年度加算Ⅰ → 平成27年度加算Ⅱ	追加書類なし
平成26年度の加算Ⅱ・Ⅲから、平成27年度の加算Ⅱに変更する事業者	☐ 別紙様式6 キャリアパス要件等届出書 ☐ 就業規則・賃金規程
平成26年度に加算を算定しておらず、平成27年度から初めて算定する事業者	☐ 別紙様式6 キャリアパス要件等届出書 ☐ 就業規則・賃金規程 ☐ 労働保険関係成立届等 （確定保険料申告書、納付書・領収書）

※上記の追加に関わらず、平成26年度からキャリアパス要件等届出書、就業規則・賃金規程、労働保険関係成立届等に変更のあった事業者は、提出が必要です。

4 提出期限

平成27年4月15日(水)消印有効

持参の場合は、同日午後5時30分が受付期限

報酬算定上必要な人員配置を満たさないことが判明した場合の
変更にかかる届出の取扱いについて

1 趣旨

障害福祉サービス事業に係る人員配置について、基準を超えた一定の手厚い人員配置を行った場合、届出のうえ高い報酬単価設定ができる。

現状の報酬単価よりも高い報酬単価となる人員配置区分の変更を行う際は、他の加算の届出期限と同様に前月の15日が締め切りとなっているが、一方で、高い報酬単価となる人員配置区分を元々とっていた場合で、当該人員配置がとれない（必要人員配置数が不足する）場合は、低い報酬単価で請求を行うこととなり、その旨を遡って届出をする必要があるが、この場合の届出書の提出の取扱いについて定めるもの。

2 届出

月末時点で人員配置の実績を確認し、結果的に当該月の報酬算定上必要な人員配置数が不足していることが判明した時点で、低い報酬単価となる人員配置区分に変更する内容を請求期限である翌月10日までに電話等にて指定事業係指定担当あて報告し、以下の届出書をFAXにて送信する（追って正式な届出は郵送にて送付する）。

- 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号）
- 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- 実績勤務形態一覧表（別紙2-2）※ただし、FAXで送付時は氏名を消して送信してください。

また、上記の理由が、非常勤職員の急な休暇等であるなどの理由から低い報酬単価となるのが当該月のみで、翌月からはまた高い報酬単価での人員配置が可能となることが明らかな場合は、併せて翌月から体制を戻す内容での届出を送付する。

ただし、10日を過ぎてしまった場合は、すみやかに指定事業係指定担当まで相談すること。

（例）就労継続支援事業所の場合

6月	7月	8月
7.5 : 1	10 : 1	7.5 : 1

月末時点で、7月分の常勤換算が7.5 : 1の人員配置に必要な配置数を満たさないことが判明。

【8月10日までに】

- （1）指定担当に電話し報告
- （2）その後FAXにて届出書送付
 - ① 7月1日から10 : 1の人員配置区分の変更
 - ② 8月分は7.5 : 1に戻ることが判明していれば、併せて届出
- （3）FAXで送信した届出書を後日郵送にて提出

3 当該取扱いの対象となるサービス

- （1）就労継続支援事業の人員配置区分（7.5 : 1、10 : 1）
- （2）共同生活援助の人員配置区分（4 : 1、5 : 1、6 : 1）
- （3）生活介護の人員配置体制加算（1.7 : 1、2 : 1、2.5 : 1）

業務管理体制についての注意点について

1、事業所の数え方について

- ・事業所の数は、その指定を受けたサービス種類ごとに1事業所とカウントします。
- ・事業所番号が同一であっても、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所としてカウントします。

例 多機能型事業所で、生活介護事業と就労継続支援B型事業の指定を受けている場合は**事業所一覧表**に2段に分けて記載する。

- ・事業所の数は、障害者自立支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに事業をカウントし、条文ごとの事業各々について届け出る必要があります。

例 市内だけに事業所があるA法人で、現在指定を受けているサービス事業が①生活介護、②就労継続支援B型、③居宅介護、④重度訪問介護、⑤一般相談支援、⑥児童発達支援、⑦放課後等デイサービスであった場合、全体としては7事業所であるが、根拠条文ごとにカウントするため、下記のとおりの届出を行う。

A法人が行う届出については以下のとおりである。

①～④が障害福祉サービス事業に該当する	様式1号+事業所一覧
⑤が指定相談支援事業に該当する	様式1号+事業所一覧
⑥、⑦が指定障害児通所支援事業に該当する	様式2号+事業所一覧

- ・従たる事業所については、主たる事業所と一体運営をしているため、主たる事業所と従たる事業所で1事業所としてカウントする。

2、法令遵守責任者の選任について

法令上役職等の要件はございません。但し、法人について事業所全体の法令遵守について確認できる立場にある方となります。

3、法令遵守規定

業務が法令に適合することを確保するための規程です。規程は、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。様式は任意です。

4、業務執行の状況の監査

事業者が既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役が法令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって「業務執行の状況の監査」とすることができます。なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。

また、規定では監査は定期的に行うこととされていますが、「定期的」な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。様式は任意です。

受付番号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者
総合支援法）に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

平成 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

事業者 名称

代表者職氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号											
1 届出の内容											
(1) ①法第51条の2第2項、②第51条の31第2項関係（整備）											
(2) ①法第51条の2第4項、②第51条の31第4項関係（区分の変更）											
2 事 業 者	フリガナ										
	名称又は氏名										
	住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 —) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)									
	連 絡 先	電話番号					FAX番号				
	法人の種別										
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名			フリガナ			生年月日	年 月 日		
	代表者の住所	(郵便番号 —) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)									
3 事業所名称等及び所在地		事業所数	※事業所が1事業所しかない場合であっても、 事業所一覧表 に記載し添付すること。								
		計 カ所									
4 障害者総合支援法上の該当する条文（事業者の区分）		(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者) (2) 法第51条の31（指定相談支援事業者）									
5 障害者総合支援法施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）						生年月日			
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 【任意様式】									
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要 【任意様式】									
6 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課										
	事業者（法人）番号										
	区分変更の理由										
	区分変更後行政機関名称、担当部（局）課										
区分変更日		年 月 日									

(日本工業規格A列4番)

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

平成 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

事業者 名称
代表者職氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

[illegible]

(日本工業規格A列4番)

受付番号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）

平成 年 月 日

（あて先）名古屋市長

事業者 名称

代表者職氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変 更 が あ っ た 事 項

1. 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
2. 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
3. 業務執行の状況の監査の方法の概要

変 更 の 内 容

（変更前）

（変更後）

（日本工業規格 A 列 4 番）

※1 法人の種別・名称（フリガナ）、主たる事務所の所在地・電話・FAX 番号、代表者氏名（フリガナ）・生年月日及び代表者の住所・職名の変更については、障害者総合支援法第46条第1項及び第3項並びに同法第51条の2第1項及び第3項の規定に基づく変更の届出をもって代えることができます。

※2 事業所名称等及び所在地にかかる変更については、届け出の必要はありません。

受付番号

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）

平成 年 月 日

（あて先）名古屋市長

事業者 名称

代表者職氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変 更 が あ っ た 事 項

1. 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
2. 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
3. 業務執行の状況の監査の方法の概要

変 更 の 内 容

（変更前）

（変更後）

（日本工業規格 A 列 4 番）

- ※1 法人の種別・名称（フリガナ）、主たる事務所の所在地・電話・FAX 番号、代表者氏名（フリガナ）・生年月日及び代表者の住所・職名の変更については、児童福祉法第21条の5の19第1項、第24条の13及び第24条の32第1項の規定に基づく変更の届出をもって代えることができます。
- ※2 事業所名称等及び所在地にかかる変更については、届け出の必要はありません。

8 障害者の就労支援の推進等について

(1) 障害者の就労支援の推進について

① 一般就労への移行の促進について

平成 24 年度報酬改定において、一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所については報酬の減算を行うこととし、平成 24 年 10 月から施行しているところであり、平成 26 年 9 月においては、91 事業所 (3.2%) が減算の対象となっている(平成 24 年 10 月の実績は、110 事業所(4.3%))。

【関連資料① (86 頁)】

また、一般就労への移行率の状況を見ると、1 年間における一般就労への移行率が 20%以上の事業所は 44.9%となっている一方で、一般就労への移行率が 0%の事業所は 35.1%となっている状況であり、一般就労への移行実績が高い事業所と実績のない事業所とで二極化しているのが現状である。【関連資料② (87 頁)】

こうした現状を踏まえ、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、現行の一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算割合を強化するとともに、原則の利用期間である 2 年間で、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を創設したところである。なお、就労継続支援 A 型に移行した利用者については、利用する障害福祉サービスの種類を変更するものであることから、一般就労への移行実績や就労定着実績には含まないこととしたところである。

また、就労移行支援では、運営基準において職場への定着のための支援の実施が義務付けられており、一般就労への移行実現だけでなく、就労先でより長く就労を継続できるよう支援することも重要であることから、現行の就労移行支援体制加算を見直し、利用者の就労定着期間に着目した就労定着支援体制加算を新たに設けたところである。

就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、一般就労への移行に向けた支援を行うという就労移行支援の趣旨を改めてご理解いただき、適切な支援が行われるよう管内事業所に対する指導をお願いしたい。

② 就労継続支援 A 型事業について

就労継続支援 A 型事業については、平成 24 年 10 月から、短時間利用者にかかる報酬の減算を導入したところであり、平成 26 年 9 月時点では、95 事業所 (4.0%) が減算の対象となっているところである(平成 24 年 10 月実績は、141 事業所 (10.2%))。【関連資料③ (88 頁)】

当該減算については、本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員(基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」)がフルタイムで就労している事例、利用者も就労継続支援 A 型事業の従業者も短時間の利用とすることによって浮いた自

立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例など、本来の就労継続支援A型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が見られたことから、就労継続支援A型事業における報酬の適正化を図ったものである。

しかしながら、最近においても、正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がない仕事しか提供しない等といった運営を行っている事業所の存在が指摘されているところである。

これは、一般就労が困難である者に就労機会を提供し、障害者が自立した日常生活または社会生活を営めるよう賃金水準を高めるという就労継続支援A型事業の趣旨に反するものであるため、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、引き続き、A型事業について事業趣旨に沿った運営が確保されるよう、不適切な事案の解消に向けて重点的な指導をお願いしたい。

なお、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、現行の短時間利用に係る減算の仕組みについて、事業所における利用実態を踏まえたものとなるよう見直し、平成27年10月から施行することとしているので、ご留意願いたい。

③ 就労継続支援B型の利用に係るアセスメントの取扱いについて

特別支援学校卒業者等が就労継続支援B型を利用する場合、原則として、就労移行支援事業者によるアセスメントを受けることとなっているが、今年度末までの経過措置として、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域においては、協議会等からの意見を徴することにより一般就労への移行等が困難と市町村が判断した場合には、アセスメントを経ずに就労継続支援B型を利用することが可能となっている。

- ▽ 当該経過措置については、平成18年10月から設けてきたものであり、アセスメントの体制整備についてもお願いしてきたところであることから、予定通り今年度末で廃止し、平成27年度からは、特別支援学校卒業者等が就労継続支援B型を利用する場合、アセスメントを実施していただくこととなるのでご了解願いたい。

なお、これまでのアセスメントの考え方は、就労移行支援を利用した結果、一般就労が可能かどうかを見極めるという性質のものであったが、平成27年度以降にアセスメントを実施する趣旨は、就労継続支援B型の利用を希望する障害者に対する長期的な支援を行っていく上で、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労面に関するニーズを把握することにより、当該アセスメントの結果を相談支援事業所が作成するサービス等利用計画や就労継続支援B型事業所等が作成する個別支援計画に反映させることで適切な支援につなげるというものである。

(参考様式)

作業収益、利用者賃金比較表

区分		事業開始初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
①作業収益(売り上げ)						
②作業に係る経費						
A 「①-②」		0	0	0	0	0
③利用者への賃金支払額						
④利用者の社会保険事業主負担分						
B 「③+④」		0	0	0	0	0
C 「A-B」		0	0	0	0	0
⑤利用者の延べ勤務時間数						
D 「A÷⑤」時間当たり工賃相当額		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
E 愛知県就労継続支援B型事業所平均工賃(時間給換算)				172	166	
F 「E-D」				#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
			平成24年度	平成25年度		平成26年度(秋ごろ示 されます)

①作業収益とは、事業所の生産活動により得た収益であり、訓練等給付費は含まない。

②作業に関わる経費とは、原材料や作業に直接利用する光熱水費であり、事業所の家賃や通常の光熱水費、生活支援員等の人件費は含まない。

※年度単位(4月～3月)で作成すること。

※Fの値が事業開始3、4、5年度目においてマイナスの場合、収益改善のための今後の具体的な事業計画を提出すること。

平成 26 年 10 月 8 日

障害福祉サービス事業運営法人代表者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

共同生活援助（グループホーム）における共同生活住居の取扱いについて

平素は本市の障害福祉行政にご尽力いただき、感謝申し上げます。

平成 26 年度において指定共同生活援助について基準省令及び解釈通知が改正され、また平成 26 年 9 月 22 日付厚生労働省事務連絡により、解釈通知の留意点に関する通知がありました。つきましては、本市における取扱いを下記のとおり定めましたので通知します。

記

1 平成 26 年度中の指定申請書受理分

次の（１）及び（２）の条件を満たす場合に限り、１つの建物内において複数の共同生活住居を設置することができる。

- （１）玄関が別々にあり、それぞれ住居として独立性が確保されていること。
- （２）１つの共同生活住居の入居定員は 10 人以下、１つの建物内の共同生活住居の入居定員の合計数は 20 人以下であること。

2 平成 27 年 4 月以降の指定申請書受理分

（１）マンション等の建物内において複数の共同生活住居を設置する場合

１つの建物内の共同生活住居の入居定員の合計数が 20 人以下（新築の建物の場合は 10 人以下）である場合は、建物内の全ての住戸を共同生活住居にすることができる。

（２）マンション等以外の建物であって１つの建物内に複数の共同生活住居を設置する場合

１つの建物内の共同生活住居の入居定員の合計数が 20 名以下（新築の建物の場合は 10 人以下）であること。

（３）マンション等以外の新築の建物で、１つの建物内の共同生活住居の入居定員の合計数が 11 名以上 20 名以下の場合（（２）の特例）

次のア及びイの条件を満たす場合に限り、複数の共同生活住居を設置することができる。

ア 共同生活住居ごとの独立性を確保すること。

イ 地域生活支援拠点として位置付けられること。

本市における地域生活支援拠点とは、共同生活援助事業所に短期入所事業所を併設し、所在区の障害者基幹相談支援センターや地域の日中活動系事業所と連携を図る体制をいう。

なお、共同生活援助及び短期入所事業所を整備する際の国庫補助金の交付の有無については、地域生活支援拠点の要件とはしない。

（４）平成 26 年度中に新築・改修工事が着工された建物

平成 27 年度中に竣工する場合に限り、平成 27 年 4 月以降の指定申請受理分であつても、１の要件及びその他の指定上の基準を満たす場合は、１と同様の取扱いとする。

3 関係通知等

- (1) 厚生労働省基準省令（平成 18 年 9 月 29 日付厚生労働省令第 171 号）
- (2) 解釈通知（平成 18 年 12 月 6 日付障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- (3) 平成 26 年 9 月 22 日付厚生労働省事務連絡

4 本市の取扱いにおける用語の定義

(1) 「マンション等」

「マンション等」とは、いわゆるマンション、アパートなどの構造を有する建物を指すものとする。すなわち、各世帯が使用する部分が基本的に独立しており、各世帯同士の行き来が不可能であり、かつ建物の出入口から住戸の玄関にいたる階段、廊下等の共用部分を有するものをいう。

また、複数の共同生活住居の設置が可能な「マンション等」以外の建物とは、1つの建物に2つ以上の住戸があり、各世帯の使用部分が独立し、各世帯同士の行き来が内部で不可能であり、かつ建物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下などの共用部分がないものを想定している。

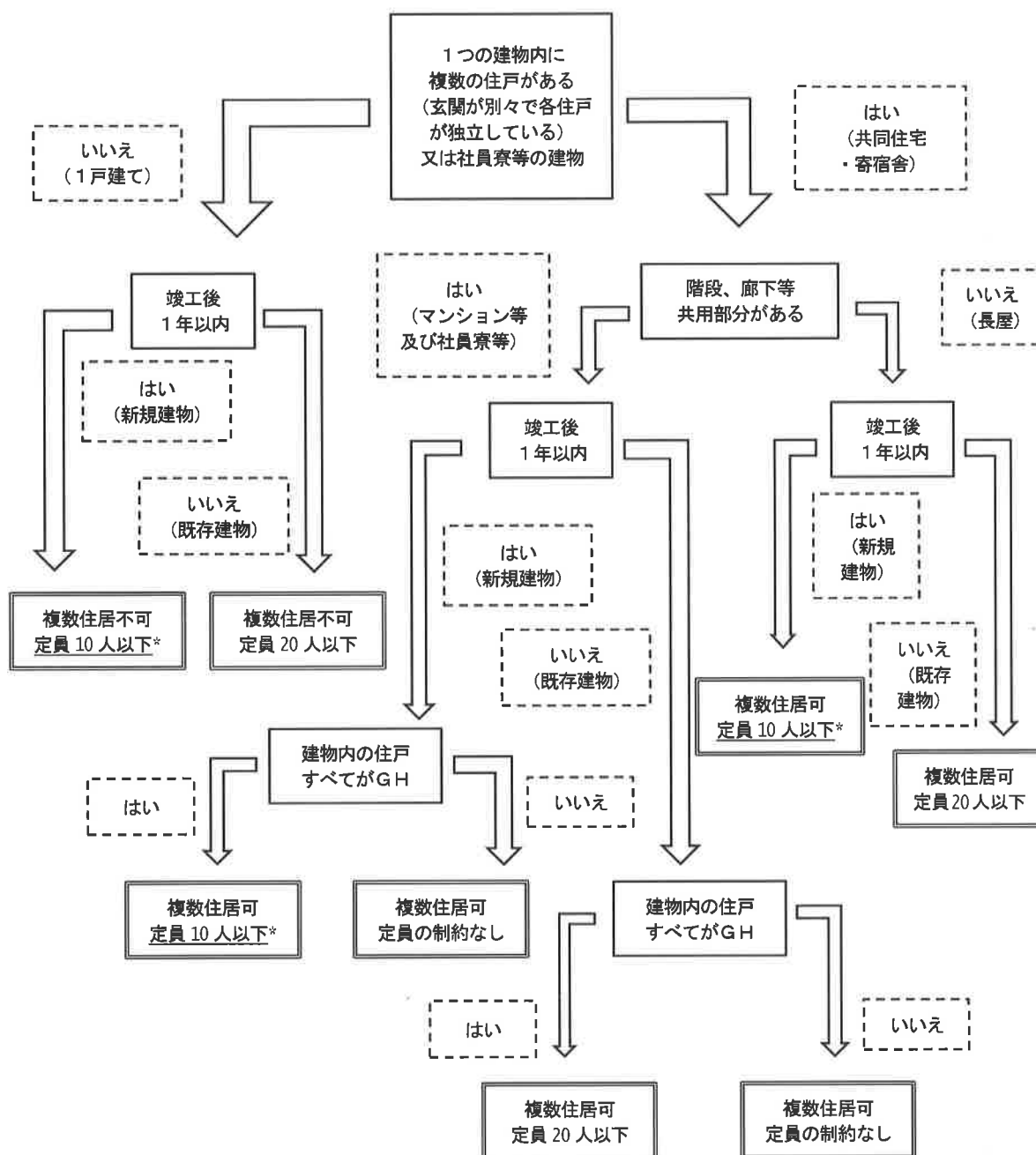
なお、戸建住宅や寮などの建物については、建物構造上、独立性が確保された住戸が複数存在しないため、複数の共同生活住居の設置はできない。

(2) 「新築」と「既存」

「新築」とは既存でない建物を指し、「既存」とは、竣工より1年以上経過した建物を指すものとする。なお、土地所有者がグループホームの用途を目的として建物を新築し、当該建物をグループホームを運営する事業者賃貸する形態（いわゆる建て貸し）は、竣工後1年間は新築とみなす。

（指定事業係事業者指定担当）

【1つの建物における複数の共同生活住居の設置の可否及びその合計定員】



*：次の要件を満たした場合に限り、定員を20人以下とすることができる。

1. 指定地域定着支援事業、指定短期入所事業又は地域の関係機関との連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
2. 1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとに独立性が確保されていること

事 務 連 絡

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉関係主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室

地域移行支援型ホームに係る Q & A について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記につきまして、「地域移行支援型ホーム関係 Q & A」を作成しましたので、情報提供させていただきます。

つきましては、貴管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域移行・障害児支援室 地域移行支援係 石井・岡安
TEL : 03-5253-1111 (内線 3045)
FAX : 03-3591-8914

問 1 地域移行支援型ホームは、新規指定が平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで、その間に指定を受けたホームは当該指定日から 6 年間運営が可能とされているが、制度施行後 4 年目をメドに制度の在り方を検討することとされている。

この検討の結果次第では、現在、最大で平成 37 年 3 月 31 日まで運営が可能となっているが、この期間が長くなることがあるのか。

(答)

- 地域移行支援型ホームについては、平成 30 年度に、それまでの事業の実施状況を踏まえて本制度の在り方を検討することとしており、検討の結果次第でどのような見直しがなされるかについてはその時に関係者のご意見も聞きながら検討されることになるため、現時点ではお答えできない。

問 2 地域移行支援型ホームは、病院敷地内にある共同生活住居と病院敷地外にある共同生活住居を有する事業所として設置できるか。

(答)

- 設置できない。共同生活援助事業所は一体的なサービス提供に支障がない範囲で複数の共同生活住居の設置を認めているが、今回病院の敷地内で設置を認める地域移行支援型ホームと病院の敷地外に設置する通常の共同生活援助事業所は、定員や人員など指定基準に違いがあることなどから、一体的な事業所としては指定せず、同一法人が地域移行支援型ホームと通常の共同生活援助事業所を設置する場合は、別々の事業所として指定する。

問 3 地域移行支援型ホームの事業者が事業を開始した日時点で精神科病院に 1 年以上入院していれば、例えば、実際に当該ホームを利用する時点ではすでに退院後 1 ヶ月経過していて現に地域で生活している者も利用できるのか。また、当該ホームが事業を開始した日以後に一度退院して、再度入院して現に入院中の者も利用できるのか。

(答)

- 利用できない。利用するには、地域移行支援型ホームの事業を開始した日時点で精神科病院に 1 年以上入院していて、かつ、利用日時点まで継続して入院していることが必要である。現に地域で生活している場合や、利用先として考えている地域移行支援型ホームの事業者が事業を開始した日以後に一度退院した場合は当該ホームの利用対象とはならない。

問4 他の病院に入院している者や転院した者は利用対象となるのか。

(答)

- 利用する地域移行支援型ホームが事業を開始した日時点において、精神科病院（当該ホームがある病院以外の病院でも可）に1年以上（複数の病院に継続して入院していた場合は通算して1年以上）入院していた者であれば、現に他の病院に入院している者であっても当該ホームを利用可能である。

(例) H27. 10. 1にA病院で地域移行支援型ホームの事業を開始。

H27. 10. 1時点における精神科病院の入院期間3年（A病院1年、B病院1年、C病院1年）

→ 現にC病院に入院していても、A病院の地域移行支援型ホームの利用は可能。

問5 地域移行支援型ホームは体験利用ができるのか。

(答)

- 地域移行支援型ホームの利用者としての要件を満たす者であれば体験利用も可能である。

問6 地域移行支援型ホームの利用者は、地域移行支援を利用することができるのか。

(答)

- 利用することはできない。地域移行支援型ホームから地域生活に移行するための支援は当該ホームの従業者が行う業務としている。

問7 指定特定相談支援事業者は、地域移行支援型ホームと同一敷地内にある病院の関係者と特別な関係にないものとされているが、具体的にはどのような場合が特別な関係に該当するのか。

(答)

- 例えば、指定特定相談支援事業者と病院とで、開設者が同一である場合、代表者が同一である場合などが想定される。

問 8 地域移行支援型ホームを本体住居とするサテライト型住居を設置できるか。

(答)

- サテライト型住居とは本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。また、サテライト型住居の入居者への支援にあたっては一般住宅等へ移行できるよう計画的な支援を求めている。このため、地域移行支援型ホームから一般住宅等への移行が促進されるよう、病院敷地外の建物を活用する場合に限りサテライト型住居の設置は可能である。

問 9 地域移行支援型ホームを本体住居とするサテライト型住居の利用者の利用期間如何。

(答)

- 本体住居の入居期間と通算して原則 2 年以内とする。

問 10 地域移行支援型ホームの構造上の独立性の確保について、利用者の入口（玄関）を病院とは別に設けるほかに、廊下等の独立性はどのように確保すべきか。

(答)

- 地域移行支援型ホームは、利用者の日常生活の場であり、医療行為の提供を受ける病院とは異なるものである。このため、利用者のプライバシーが確保され、病院とは独立した生活が保たれるよう、病院の通院者・入院者や病院関係者が地域移行支援型ホームの生活圏に立ち入らないよう配慮されなければならない。このため、地域移行支援型ホームの入口を經由せずに廊下や階段を通じて直接病院から地域移行支援型ホームに移動できないよう、例えば、壁や施錠されたドア等で物理的に遮断されている必要がある。単に立入り禁止と記した立て札を配置する程度のものは認められない。

問 11 地域移行支援型ホームと同じ敷地内の病院で勤務している者が、当該病院で勤務しない時間帯において地域移行支援型ホームの職員として従事することは可能か。また、地域移行支援型ホームの設備として、病院の台所や浴槽などを共用して利用することは可能か。

(答)

- 地域移行支援型ホームと同じ敷地内の病院で職員として雇用されている者については、病院で勤務していない時間帯であっても地域移行支援型ホー

ムの職員として従事することはできない（夜勤職員も不可）。

- また、地域移行支援型ホームの設備として、病院の設備を共用することはできない。

問 1 2 「地域移行推進協議会」と「協議会等」の役割等の違いは何か。

（答）

- 「地域移行推進協議会」は、地域移行支援型ホームごとに事業者が設置するものである。利用者、家族、市町村職員、他の障害福祉サービス関係者等によって構成され、四半期に 1 回程度定期的に当該ホームの活動状況や当該ホームの利用者の状況について報告をし、必要な要望や助言等を聴くものである。
- 一方、「協議会等」は、都道府県、指定都市又は中核市が設置する「協議会」や、長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業における「地域移行推進連携会議」の場を活用して、当該自治体の管内における地域移行支援型ホームの事業の実施状況等について報告や評価等を受けるものである。

問 1 3 従前の地域移行型ホームは、これまでどおりに運営が可能なのか。

（答）

- 基本的に平成 26 年度以前と同様に運営することは可能だが、平成 27 年 4 月以降新たに利用を開始する者については、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画に基づき支給決定すること。ただし、既に指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画（セルフプラン）を有する者については、当該計画の有効期間に限り、当該計画に基づき支給決定を行うことができる。

【障害者支援課提供資料】

2 報酬算定、報酬請求、相談支援等について

認定支払係

電話：972－2639

1 報酬改定関連

(1) 経過措置の延長

平成27年3月31日までとなっている時限措置について、平成30年3月31日まで延長。

①食事提供体制加算の適用期限の延長等

食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位について見直し。

＜生活介護、自立訓練、就労移行支援等の場合＞

食事提供体制加算 42 単位／日→30 単位／日

②共同生活援助において個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長

(2) 訪問系サービス

①基本報酬の見直し（居宅介護）

介護報酬改定の動向を踏まえ、基本報酬を見直し。

②重度障害者への支援の充実（重度訪問介護）

重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分6の利用者に対する評価を充実。

【現行】 障害支援区分6の場合100分の7.5に相当する単位数を所定単位数に加算

【見直し後】 障害支援区分6の場合100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算

(3) 生活介護

基本報酬の見直し

支援内容に応じた評価を行うため、看護職員の配置について一部を加算で評価するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。

(4) 補足給付の見直し

食費・光熱水費の実態を踏まえ、基準費用額を見直し。

【現行】基準費用額58,000円 → 【見直し後】基準費用額53,500円

(5) 就労継続支援A型

経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。

また、短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直し、事業所における雇用契約を締結している利用者の平均利用時間（1日当たり）に応じて、所定単位数の30%～90%を算定する（平成27年10月施行）。

現在本市に提出していただいている短時間減算算定シートの取扱いについては、別途周知する予定です。

(6) 地域区分について

今回の改定で、障害福祉サービスについての見直しはないですが、当初の予定通り平成27年度において、名古屋市は「3級地」となります。26年度と異なるため、請求する際のシステムの入力に注意が必要となります。別紙1参照。

2 報酬算定上の留意点（報酬改定関連外）

介護給付費等の請求内容において、報酬算定の考え方に誤りがある場合があります。下記の点については、特に請求時にご注意いただきますようお願いいたします。

(1) 短期入所の日額報酬の算定の際の要件について

福祉型短期入所サービス費については、日中においても短期入所サービスの提供を行う場合

に、1日当たりの報酬を評価した福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定することになりますが、算定要件に該当するかどうかは当該短期入所における昼食の提供をもって判断することとなります。利用者の体調等の都合により昼食の提供を行わなかった場合等を除き、昼食の提供を行わない場合には、日中においてサービスを提供していないと整理して、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定することとなります。

（２）入院・外泊時加算（施設入所支援）

施設入所支援の入院・外泊時加算（Ⅰ）の算定においては、入院または外泊した翌日から起算して8日を限度として算定できるものですが、これについては月をまたいで入院・外泊が続く場合でも、当該8日の算定のカウントはリセットされません。このため、初月に入院・外泊時加算（Ⅰ）を8日算定した場合で引き続き翌月も入院をする場合には、2か月の算定で入院・外泊時加算（Ⅰ）は算定できませんのでご注意ください。

（例）入院が平成27年1月1日から同年2月28日までの場合

2月提供分の算定においては、入院・外泊時加算（Ⅰ）の算定はできない。

（３）日中支援加算（共同生活援助）

①日中支援加算（Ⅰ）

日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に支援を行った場合については、算定できません。

②日中支援加算（Ⅰ）および日中支援加算（Ⅱ）

昼間の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（日中支援対象利用者）が1人の場合と2人以上の場合とで、適用する単価が異なります。

3 請求データの作成上の留意点

現在、請求内容の適正化の一環として、サービス提供内容の時間が他の事業所と重複している請求など、請求内容に矛盾があるものについて各事業所に提供内容の確認を行っています。その際、請求データの入力ミス等により、実際のサービス提供と請求の内容が異なっているケースが散見されました。毎月一定数の入力誤りがあるため、下記の事例を確認いただき、改めて誤入力防止の体制作りに努めてくださいますようお願いいたします。

（１）利用のキャンセル（訪問系サービス、日中活動系サービス）

利用の予定であったが、キャンセルとなった際に、当初の入力のまま請求データを作成してしまったケース。

（２）訪問系サービスの時間の重複

一人の利用者の方に対して、サービス提供時間が重複しているケース。特に自事業所で複数の訪問系サービスを提供する場合にも重複が生じている（例 居宅介護と移動支援の提供時間が重複）ため、入力時には十分注意してください。

（３）受給者証の確認漏れ（サービス全体）

支給期間更新や支給期間の途中での支給変更申請等により支給決定内容に変更がある場合に、以前の内容のまま請求がされているケースがあります。受給者証の確認を適宜行い、支給決定内容に応じた請求を行うようにしてください。

（４）欠席時対応加算（日中活動系サービス）

国保連が提供する簡易システムで請求データを作成する場合に、実績記録入力画面で「欠席」

を選択すると、請求明細書の自動作成機能により、自動で欠席時対応加算の請求コードが作成されます。加算の算定要件を満たさないケースにおいても、自動作成により請求が行われてしまっているケースがありますので、算定要件を満たす場合のみ実績記録入力画面で「欠席」の入力をするようにしてください。

4 移動支援・地域活動支援の請求について

(1) 移動支援・地域活動支援の請求の提出方法の変更について

移動支援・地域活動支援の請求について、現在郵送又は障害者支援課認定支払係の窓口で受付をしています。しかし、窓口を持参する際、個人情報に記載されている書類やデータを紛失する危険性が非常に高いため、今後提出方法を原則として郵送のみとさせていただく予定です。例外として、移動支援・地域活動支援の請求を初めて行う事業所については、適切に請求されているか確認するため初回のみ窓口で受け付けます。提出方法の変更の時期等につきましては、別途案内をさせていただきますので、承知おきください。

郵送請求の場合、請求の締切日が毎月15日（15日が土日祝日の場合は直前の開庁日）必着となるため期間に余裕を持って請求いただきますようご協力をお願いします。

(2) 移動支援・地域活動支援の請求時のデータ提出媒体について

現在、移動支援・地域活動支援の請求データをフロッピーディスクにていただいている事業所について、今後、提出媒体をCD-Rでの提出に統一する予定です。現在フロッピーディスクで提出いただいている事業者には、平成28年2月請求までにCD-Rでの請求に順次切り替えていただくこととなります。関係事業者については、別途、連絡を行いますので、ご対応をいただきますようお願いいたします。

5 計画相談支援について

(1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所への受給者証の写しの提供について

計画相談支援等プロセスの効率化等を進めるため、受給者証の写しについて、利用者の同意があり、相談支援事業所から求めがある場合は、区役所、支所、保健所から相談支援事業所に提供できることとします。

受給者証の確認については、本来、相談支援事業所が利用者を通じて行うべきものですが、その確認が円滑にいかないケースもあることから、配慮措置としてこの取り扱いを行うものです。

①利用者同意の取得方法

サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の同意文への署名とします（別紙2の様式参照）。

※同意署名欄のある計画案の様式はウェルネットなごやに掲載

（TOP＞事業者の方へ＞障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務＞関係通知その他参考情報）

②受給者証写しの提供

受給者証の写しの提供同意署名があるサービス等利用計画案等を受理したケースであって相談支援事業所から求めがあった場合は、受給者証の写しを相談支援事業所に提供します。

提供方法は、原則、区役所等へ相談支援事業所の職員が来庁した際に、身分証の確認等を行ったうえ渡すこととします。ただし、相談支援事業所から返信用封筒（切手貼付あり）が送付された場合は、郵送も可能です。

（２）計画相談未実施の受給者証への表記

指定特定相談支援事業所を利用しない利用者の方について、計画相談支援未実施の理由が受給者証でも確認できるように、受給者証の「特記事項欄」に表記します。

受給者証への記載	計画相談支援未実施の理由
「計画相談支援（介護保険対象者）」	介護保険対象者であるため、計画相談支援を実施していない。
「計画相談支援（セルフプラン対象者）」	セルフプランを提出したため、計画相談支援を実施していない。
「計画相談支援（障害児相談支援対象者）」	障害児相談支援での決定があるため、計画相談支援を実施していない。

（３）区役所等への関係書類の提出

計画相談支援に関連して、関係の区役所、支所および保健所（以下、「区役所等」という）に提出する書類について、提出の漏れや提出の方法に誤りがあるケースが散見されましたので、下記の点に留意してください。

①サービス等利用計画（本計画）の写しの区役所への提出

サービス等計画を作成したときは、その写しを遅滞なく提出してください。

②モニタリング結果（モニタリング報告書）の提出

モニタリング結果については、以下に掲げる場合には区役所等に報告してください。

- ・支給決定の更新や変更が必要となる場合
- ・対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更がある場合
- ・モニタリング期間を設定し直す必要がある場合

③サービス等利用計画案の提出が不要のケース

たとえば、障害福祉サービスの支給決定期間が３年のサービス（生活介護、共同生活援助等）のみの利用者の方について、更新申請の内容が、利用者負担のみの場合や移動支援・地域活動支援のサービスのみの場合のように、障害福祉サービスの自体の更新がされない場合には、サービス等利用計画案の提出は不要です。

【サービス等利用計画案の提出が不要の場合の例】

生活介護

利用者負担

↑利用者負担の更新の手続きのみの場合

生活介護

利用者負担

移動支援

↑利用者負担および移動支援の更新の手続きのみの場合

(4) 障害児相談支援費との関係

障害福祉サービスと児童福祉法サービス（障害児通所支援）の両方を利用する場合には、一部の例外を除き、原則として障害児相談支援のみ決定がされ、報酬の請求も障害児相談支援給付費で請求をすることとなります。その際、障害福祉サービス受給者証には、計画相談支援給付費の支給内容は記載されず、通所受給者証（児童福祉法上のサービス）に障害児相談支援給付費の支給内容が表記されます。しかしながら、実際の請求の場面において、決定されていない給付内容の請求や異なった事業者番号での請求など、誤った内容となっているケースがあるため、受給者証をご確認の上、正しい内容で請求してください。

(参考)

相談支援の決定がされている受給者証	請求できる内容	請求できる事業者番号
通所受給者証（児童福祉法上のサービス）	障害児相談支援給付費	xx7xxxxxxx
障害福祉サービス受給者証	計画相談支援給付費	xx3xxxxxxx

(5) サービス利用支援のアセスメントの実施場所について

今年度末までとしていたサービス利用支援における日中活動系事業所でのアセスメントの実施（ウェルネットなごや平成 26 年 10 月 15 日事業者向け記事にて掲載）について、平成 28 年 3 月末までに延長されます。その際以下の点に注意いただきますようお願いいたします。

- ・限定的な措置である旨を利用者に説明
- ・家庭状況等の確認が必要な場合は、適切に居宅訪問をする
- ・家族へも面接の趣旨の十分な説明を電話等で実施
- ・継続サービス利用支援及び障害児相談支援については、当該措置の対象外であること

6 住宅型有料老人ホーム等入所者における支給決定基準の変更について

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に入所する障害者について、現在単身生活として適用している居宅介護等の支給決定基準を見直し、一段階低い基準（単位）を適用します。

●地域区分の見直しによる障害福祉サービス報酬1単位単価の見直し

＜見直し前（平成23年度まで）＞ 5区分

＜見直し後（平成27年度以降）＞ 7区分

	特別区	特平地	甲地	乙地	丙地
	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	10.72円	10.80円	10.38円	10.18円	10円
重度訪問介護	10.72円	10.80円	10.38円	10.18円	10円
同行援護	10.72円	10.80円	10.38円	10.18円	10円
行動援護	10.72円	10.80円	10.38円	10.18円	10円
療養介護	10円				
生活介護	10.73円	10.61円	10.38円	10.18円	10円
短期入所	10.72円	10.80円	10.38円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	10.72円	10.80円	10.38円	10.18円	10円
施設入所支援	10.78円	10.68円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.70円	10.58円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.70円	10.58円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	10.71円	10.58円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	10.87円	10.80円	10.48円	10.23円	10円

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%	15%	12%	10%	8%	3%	0%
住宅介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.80円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.80円	10.36円	10.18円	10円
同行介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.80円	10.36円	10.18円	10円
行動支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.80円	10.36円	10.18円	10円
療養介護				10円			
生活介護	11.10円	10.92円	10.73円	10.81円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.08円	10.90円	10.72円	10.80円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.80円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.19円	10.99円	10.79円	10.88円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.08円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.08円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	11.44円	11.20円	10.98円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.08円	10.80円	10.72円	10.80円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.80円	10.36円	10.18円	10円

●見直し前（平成23年度まで）と見直し後（平成27年度以降）の対象地域の対比一覧

〔官署所在地〕

[illegible]

【官署が所在しない地域等】

		道内しるしの置かれた地域区分						
		1番地 (10%)	2番地 (10%)	3番地 (10%)	4番地 (10%)	5番地 (10%)	6番地 (10%)	その他 (10%)
道内市町村別	特別区 (10%)							
	特別区 (10%)				恵寿町 小倉町	神楽川 恵寿町 大蔵町 恵寿町		
	市 (10%)							
	市 (10%)							
	市 (10%)							
市町村別	市 (10%)				千歳市 恵寿町 恵寿町 恵寿町 神楽川 恵寿町 大蔵町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町
	市 (10%)				千歳市 恵寿町 恵寿町 恵寿町 神楽川 恵寿町 大蔵町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町
	市 (10%)				千歳市 恵寿町 恵寿町 恵寿町 神楽川 恵寿町 大蔵町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町
	市 (10%)				千歳市 恵寿町 恵寿町 恵寿町 神楽川 恵寿町 大蔵町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町
	市 (10%)				千歳市 恵寿町 恵寿町 恵寿町 神楽川 恵寿町 大蔵町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町
	市 (10%)				千歳市 恵寿町 恵寿町 恵寿町 神楽川 恵寿町 大蔵町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町	恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町 恵寿町

サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成するために必要があるときは、障害福祉サービス受給者証、通所受給者証の写しを、名古屋市が指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者等に提供することに同意します。

利用者同意書欄

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案(例)

利用者氏名(児童氏名)	障害支援区分	相談支援事業者名					
障害福祉サービス受給者証番号		計画作成担当者					
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号						
計画案作成日	モニタリング期間(開始年月)	利用者同意署名欄					
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)							
総合的な援助の方針							
長期目標							
短期目標							
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							

【障害者支援課提供資料】

3 名古屋市補助事業等について

指定事業係

電話：972－2560

特別支援学校等在学中における就労移行支援の 暫定支給決定と計画相談支援との関係について

1 現状

特別支援学校等在学中の障害者等が、卒業後に就労継続支援 B 型の利用を希望する場合について、在学中に就労移行支援事業所においてサービスの適否を判断するアセスメントを実施することにより、卒業後に就労移行支援を経ることなく就労継続支援 B 型を利用できるようにすることを目的として、在学中に就労移行支援の暫定支給決定を行っている。

現状において、この暫定支給決定を行うにあたり、計画相談支援は必須とはしていない。

2 計画相談支援の取扱い

平成 27 年度から、全ての障害福祉サービスについて、計画相談支援（サービス等利用計画の作成）が必須となるため、上記 1 の場合についても、同様の取扱いとする。

(1) 平成 27 年 3 月 31 日までの取扱い

就労移行支援の暫定支給決定を行うにあたり、計画相談支援（サービス等利用計画の作成）は、必須とはしていない。

(2) 平成 27 年 4 月 1 日以降の取扱い

就労移行支援の暫定支給決定を行うにあたり、計画相談支援（サービス等利用計画の作成）は、必須とする。

3 計画相談支援の取扱いの変更時期

平成 27 年 4 月 1 日

4 その他

計画相談支援に係る事務の取扱い等の詳細については、別途周知する予定。

5 お問い合わせ先

健康福祉局障害者支援課指定事業係

電話 052-972-2560

FAX 052-972-4149

平成27年度 障害者支援課所管の主な補助事業

事業名	事業内容	補助額等	対象法人種別	対象事業所
1 重症心身障害者等受入 補助金	生活介護等の事業所において、重症心身障害者等を円滑に受け入れ、その日中活動の場の拡充を図るため、重症心身障害者等を適切に支援するための人件費を補助するもの。	①生活介護 日中(定員40名以下) 5,500円/日 日中(定員41名以上) 3,300円/日 ②デイサービス型地域活動支援事業 4時間まで 2,600円 4時間超～6時間まで 4,300円 6時間超 5,500円 ※看護師等を常勤換算で1.0以上配置し、医療的ケア必要者を3名以上受け入れた場合は、各単価に2,500円を加える。	社会福祉法人 NPO法人 医療法人 営利法人等	生活介護事業所 デイサービス型地域活動支援事業所
2 重症心身障害児(者)短期入所事業補助金	短期入所事業所において、重症心身障害児(者)を円滑に受け入れ、その福祉の向上を図るため、法定単価に加え、重症心身障害児(者)を適切に支援するための人件費等を補助するもの。	①短期入所と他の日中活動サービスを併用する場合 2,850円/日 ②上記以外 5,700円/日	社会福祉法人 NPO法人 医療法人 営利法人等	短期入所事業所 (病院等において提供するものを除く。)
3 共同生活援助事業改修費 補助金	重度障害者を受け入れるグループホームを開設するにあたって、建築基準法に合致させるための改修費を補助するもの。	1,029千円 以内/か所	社会福祉法人 NPO法人 医療法人 営利法人等	共同生活援助事業所
4 障害児・者相談支援事業 補助金	計画相談支援の推進や地域移行の促進等に必要な相談支援体制の整備等を行うため、運営費の補助を行うもの。	①特定・障害児相談支援事業所 基本額1,400千円+加算額176,450円(※) 以内/か所 ※サービス等利用計画案件作成件数が40件を超えて5件増すごとに加算 ②一般相談支援事業所 4,500千円 以内/か所	社会福祉法人 NPO法人 医療法人 非営利型の一般 営利法人等	相談支援事業所

平成27年度 障害者支援課所管の主な補助事業

	事業名	事業内容	補助額等	対象法人種別	対象事業所
5	強度行動障害者受入補助金		補助事業 別紙1のとおり		
6	障害福祉サービス事業所等消防設備整備補助金 (仮称)		補助事業 別紙2のとおり		

※上記補助事業の不明な点等については、健康福祉局障害者支援課指定事業係（TEL 972-2560）までお問い合わせください。

強度行動障害者受入補助金について

1 事業内容

生活介護を提供する事業所が、強度行動障害のある者を円滑に受け入れ、かつ行動障害軽減のための適切な支援を行うために要する人件費の補助を行うもの。

2 補助基準単価

強度行動障害者 1 人あたり	5, 0 0 0 円／日
----------------	--------------

3 強度行動障害者の範囲

障害支援区分認定調査の行動関連項目の得点が 1 4 点以上の者。

※ただし、平成 2 6 年 3 月 3 1 日までに障害程度区分の認定を受けている利用者については、当該認定の有効期間内においては、指定する行動関連項目（障害程度区分）の合計点数が 1 5 点以上の者。

4 補助対象となる事業所及び補助要件

補助対象事業所	生活介護を提供する事業所 (障害者支援施設において提供されるものを除く。)
補 助 要 件	対象事業所のうち、下記①～④を全て満たすこと。 ①定員に対し、強度行動障害者の割合が 2 5 % 以上であること。 ②人員配置体制加算 (I) もしくは (II) を算定していないこと。 ③人員配置基準に規定する従業者の員数に加えて、直接処遇職員を「強度行動障害者の受入者数 $\times$ 0 . 5 」人以上配置すること。人員配置体制加算 (III) を算定している事業所は、加算の算定に要する従業者の員数に加えて、「強度行動障害者の受入者数 $\times$ 0 . 5 」人以上配置すること。なお、加配する直接処遇職員のうち、最低 1 名は常勤職員であること。 ④行動障害軽減のためのケース会議を月 1 回以上行い、記録を作成すること。

5 補助対象法人

補助対象事業所を運営している法人

6 平成 27 年度補助金交付スケジュール

27 年 3 月 交付申請案内送付及び交付申請受付

27 年 4 月 交付決定

※以後、随時受付

7 お問合わせ先

健康福祉局障害者支援課指定事業係

電話番号 (052) 972-2560

FAX 番号 (052) 972-4149

障害福祉サービス事業所等消防設備整備補助金(仮称)について

1 事業内容

消防法施行令等の一部改正により、平成27年4月1日から新たに消防設備の設置が必要となる既存の施設を運営する事業者に対して、消防設備整備に係る補助金を交付することにより、平成30年3月31日までの経過措置期間内のできるだけ早期に消防設備の設置を行い、利用者の安全確保を図るもの。

2 消防法施行令等の一部改正の概要

別紙のとおり(6ページ)

3 補助対象となる消防設備、施設及び補助基準額等

消防設備	補助対象施設	補助基準額等
スプリンクラー設備	障害支援区分4以上の利用者の割合が概ね8割を超える	基準額の3/4を補助 基準額 18,000 円/㎡
消火ポンプユニット	①グループホーム ②障害者支援施設 ③短期入所事業所	基準額の3/4を補助 基準額 3,000,000 円/か所
自動火災報知設備	障害支援区分4以上の利用者の割合が概ね8割を超えない ①②③及び ④福祉ホーム ⑤宿泊型自立訓練事業所	事業費の3/4を補助 上限額 412,000 円/か所

※ 現在、消防設備の設置が義務となっていないため、未設置となっているが、平成27年4月1日からは新たに義務付けられる場合が補助対象。(消防設備の設置が消防関係法令上免除される場合は、補助対象外。)

4 補助対象法人

補助対象施設を運営している法人

5 平成27年度補助金交付スケジュール

26年度末 当初協議案内送付及び受付(消防設備が未設置と考えられる施設を運営する法人あて)

27年4月以降 本市から事業者へ内示連絡

27年 時期未定 事業者から補助金交付申請(その後、本市から補助金交付決定)

27年度中 消防設備工事の着工及び完了

6 お問い合わせ先

健康福祉局障害者支援課指定事業係

電話番号(052)972-2560

FAX 番号(052)972-4149

平成27年度 障害者支援課所管の主な委託事業等

事業名	事業内容	対象者	申込先	実施場所等
1 知的障害者地域生活体験訓練事業 (ちやれんじホーム)	将来、地域で自立生活を送ることができ、よう、家族と離れてグループホームを活用して地域生活を体験することにより、自立するための力を養い、自立の意欲を高めるための支援を行うもの。(概ね3ヶ月間の利用)	市内在住の18歳以上の知的障害者	お住まいの区の障害者基幹相談支援センター	① (福) 名古屋福祉協会 ちやれんじホーム簡井(東区) ② (福) ニコニコハウス ちやれんじホーム野並(天白区) 【事業所の移転について】 ちやれんじホーム簡井が平成27年4月1日に移転します。 (移転先) 東区簡井三丁目1番14号 【移転に伴う利用料の変更について】 移転に伴い、ちやれんじホーム簡井の利用料が変わります。 (変更後の利用料(月額・予定)) 家賃 40,000円 食費 16,000円 水道光熱費・消耗品費 10,000円
2 身体障害者自立生活体験事業	施設又は在宅で生活する身体障害者に対し、通常の生活の場所を一時的に離れ、試行的に独力で生活することにより、自立生活への意欲の増進及び不安の軽減を図るとともに、その地域生活移行を促進するもの。	市内在住者のうち、施設に入所する身体障害者又は在宅で生活する身体障害者	(福) A J U 自立の家 (TEL 841-5554)	(福) A J U 自立の家 サマリアハウス (昭和区)
3 日中一時受入事業	介護者の方が病気の時等に、一時的に施設や病院で過ごすもの。(宿泊はなく、日中に限る。)	障害児、知的障害者及び重症心身障害児者	区役所福祉課又は支所 区民福祉課	市長の登録を受けた日中一時受入事業所 (市内27か所(平成27年2月末時点))
4 障害児(者)緊急短期入所空床確保事業		(委託事業等 別紙1) のとおり		

※上記委託事業等の不明な点等については、健康福祉局障害者支援課指定事業係 (TEL 972-2560) までお問い合わせください。

障害児（者）緊急短期入所空床確保事業について

1 事業の目的

介護者が疾病等により不在となり、居宅で介護が受けられない障害児・者について、あらかじめ緊急受入先として確保した短期入所事業所の空床において、円滑に受け入れ、適切な介護を提供するものです。

2 サービス提供事業者

市から次の事業者へ委託することにより実施します。

事業者名	短期入所事業所		主たる 障害種別	空床数
社会福祉法人 よつ葉の会	名 称	短期入所よつ葉の家	知 的	1床
	所在地	西区新福寺町2丁目6-2		
社会福祉法人 ひまわり福祉会	名 称	杜の家	身 体 又は 知 的	1床
	所在地	名東区梅森坂3丁目3607		
	名 称	ひまわりの風		
	所在地	名東区梅森坂3丁目4101		

※ 社会福祉法人ひまわり福祉会は、2事業所が連携することにより1床を確保します。

3 事業の対象者

名古屋市による短期入所の支給決定を受けた障害児・者のうち、次のいずれにも該当する方です。

区分	内容
申込理由	・介護者の疾病、事故、出産 ・介護者の親族（民法に規定する3親等内の親族）の疾病、事故、出産、通夜・葬式 ・その他上記に準ずるもの
申込時期	・利用を開始する日の2日前、前日、当日に、事業者に対し利用の申込みがあること。 ※ 申込理由に該当する場合は、利用を開始する日の2日前から利用の申込みをすることができます。

4 利用日数

短期入所の支給決定による支給量の範囲内で、事業者と調整の上、決定します。
ただし、2週間までが上限となります。

5 利用方法

事業の利用を希望する方は、利用を希望する事業者へ電話により連絡し、利用の申込みを行います。

(注1)利用申込みの後、事業者から必要な手続き等についてお知らせします。

(注2)空床が既に利用されている、又は事業者において適切なサービスを提供することが困難である等の理由により、受入れができない場合があります。

6 利用申込先

事業者名	連絡先 (TEL番号)
社会福祉法人よつ葉の会	052-529-5400
社会福祉法人ひまわり福祉会	052-709-3813

7 事業についての問合せ先

健康福祉局障害者支援課指定事業係

TEL : 052-972-2560

FAX : 052-972-4149

【障害者支援課提供資料】

4 階層別・職種別研修の実施について

推進係

電話：972－2558

職員研修をご活用ください！

本市では、障害福祉サービス事業所等に所属する職員に対し、対人援助及び円滑な組織運営のための知識や専門的技術等を習得することにより職員の能力の向上を促すため、階層別・職種別研修を実施しています。

研修の受託法人より各事業所へ開催案内を配布しますので、ご活用ください。

研修対象施設と研修名

設立法人		社会福祉法人	社会福祉法人以外 の法人
施設・日中活動・ グループホーム・ 相談支援	知的 障害者	名古屋市知的障害者福 祉施設連絡協議会との 共催による研修	社会福祉施設職員研修※
	身体 障害者		
	精神 障害者		
	難病等		
居宅介護・重度訪問介 護・行動援護・同行援 護		・ホームヘルパー現任研修 ・キャリアアップ研修※ ・福祉人材育成支援助成事業	

※のついた研修は、高齢者の事業所向けの研修と合同で開催。

平成 27 年度スケジュール（予定）

	社会福祉施設職員研修	ホームヘルパー現任研修	キャリアアップ研修	福祉人材育成支援助成事業
通知時期	4月中旬～順次通知予定	5月・8月	5月中旬～順次通知予定	平成27年3月下旬
研修実施時期	6月～翌年2月	7月・9月	7月～翌年2月	

*名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会との共催による研修については、協議会加入施設のみに通知します。

【障害者支援課提供資料】

5 平成27年度障害福祉サービス事業者等 集団指導の実施等について

指導係

電話：972－3967

平成27年度 障害福祉サービス事業者等集団指導の実施について

1 実施日程等

(1) 実施日：平成27年4月20日(月)

(2) 時 間：(午前の部) 午前10時30分～12時
(午後の部) 午後2時30分～4時

(3) 対象とする障害福祉サービス：

午前の部	療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、共同生活援助、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域移行・定着支援、計画相談支援
午後の部	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

2 会 場

名古屋市鯉城ホール（伏見ライフプラザ5階）

3 内容（予定）

- ① 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の遵守に際し必要な留意事項等に関すること
- ② 介護給付費・訓練等給付費の算定に関する留意事項等に関すること
- ③ 介護給付費・訓練等給付費の請求に関する留意事項等に関すること

特定事業所加算に関する届出書(居宅介護) ※注:この届出書は平成26年度の様式です

平成 年 月 日 提出

事業所の名称			異動区分 (該当の番号に○)	1 新規 2 継続
適用年月日	平成 年 月 日			3 変更
届出項目 (該当の番号に○)	1 特定事業所加算(Ⅰ) ①～⑩すべて適合	2 特定事業所加算(Ⅱ) ①～⑥と⑦又は①～⑥と⑧と⑨に適合	3 特定事業所加算(Ⅲ) ①～⑥と⑩に適合	

別紙「特定事業所加算 算定基準確認票」で必ず要件を確認し、各要件の「有・無」に○をつけること。

〔体制要件〕

- ① 個別の居宅介護従業者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。
- ② 居宅介護従業者の技術指導等を目的とした会議を定期的開催している。
- ③ サービス提供責任者と居宅介護従業者との間の情報伝達及び報告体制を整備している。
- ④ 居宅介護従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。
- ⑤ 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。
- ⑥ 新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施している。

有・無

有・無

有・無

有・無

有・無

有・無

〔人材要件〕

- ⑦ 居宅介護従業者に関する要件について
下表の(1)については必ず記載すること。(2)・(3)・(4)についてはいずれの記載で可。
※(ア)～(オ)については、計算シートの(ア)～(オ)の数字を記入すること。

	常勤換算 職員数	サービス 提供時間
(1) 居宅介護従業者の総数	(ア) 人	(イ) 時間
(2) (1)のうち介護福祉士の総数	(ウ) 人	
(3) (1)のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数	(エ) 人	
(4) 前年度又は前3月の期間におけるサービス提供時間のうち、常勤の居宅介護従業者によるサービス提供の総時間数		(オ) 時間

(1)に占める(2)の割合が30%以上

(1)に占める(3)の割合が50%以上

(1)に占める(4)の割合が40%以上

有・無

有・無

有・無

- ⑧ サービス提供責任者に関する要件について
すべてのサービス提供責任者が3年以上の介護等の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である
- ⑨ 複数のサービス提供責任者の配置が必要な場合、常勤のサービス提供責任者が2人以上(複数のサービス提供責任者の配置が不要な場合は、「有」に○を付してください。)

有・無

有・無

〔重度障害者対応要件〕

- ⑩ 前年度又は前3月の期間における利用者(障害児を除く)の総数のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者(登録事業者に限る)の占める割合が30%以上

有・無

計算シートで、要件の有・無をチェックすること

添付書類	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙2-1)及び組織体制図(参考様式15) 特定事業所加算(居宅介護事業所の届出に係る計算シート(別紙3-1-2)) 人材要件⑦及び⑧に該当の場合:加算要件に該当する者の資格証明書の写し(原本証明必要) 人材要件⑨に該当の場合:加算要件に該当する者の実務経験証明書(参考様式4)(写しの場合は原本証明必要) ※資格証明書の写し及び実務経験証明書については、加算適用月の1日に事業所に在籍する者の分を添付してください。
------	---

(注) 前年度に当該加算を算定しており、新年度も引き続き算定するものとしてこの届出書を提出する場合には、「異動区分」欄において「2 継続」に○を付すこと。

居宅介護

特定事業所加算 算定基準確認票

特定事業所加算 (Ⅰ) 所定単位の 20/100 加算 ①～⑩すべて適合
 特定事業所加算 (Ⅱ) 所定単位の 10/100 加算 ①～⑥及び⑦ 又は ①～⑥及び⑧～⑨が適合
 特定事業所加算 (Ⅲ) 所定単位の 10/100 加算 ①～⑥及び⑩が適合

①	全ての従業者(登録を含む。以下同じ。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に使い、研修(外部)における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
留意事項	〔従業者ごとに研修計画を作成〕については、当該事業所におけるサービス従事者の異動向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。 《注釈》 従業者ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格、本人の意向等に応じてグループ分けして作成すること也可。 なお、計画についてはすべての従業者が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

②	利用者にに関する情報若しくはサービス提供に当たったの留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
留意事項	○ 当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる従業者のすべてが参加するものでなければならない。(実施に当たっては、全員が一室に会して開催する必要はなく、サービスの提供責任者ごとにいくつものグループ別に分かれて開催すること也可) ○ 会議の開催状況については、その概要を記録すること。 ○ 「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。 《注釈》 利用者にに対して、原則として2.4時間3.65日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者1人ひとりと個別に、又は数人ごとに関係する方法により開催すること也可。

③	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に對し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たったの留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けること。
留意事項	○ 少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向をきめ、記載すること。 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主訴訴えやサービス提供時の特長や要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ○ その他サービス提供に当たって必要な事項 ○ 「文書等の確実な方法」とは、直接文書を手渡しする方法のほか、FAX、メール等によることも可。 ○ 利用者に対して、原則として2.4時間3.65日サービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で可。 ○ 従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。 《注釈》 「文書等の確実な方法により伝達」については、利用者の状態変化が生じた時だけでなく、サービス提供に入る前に毎回伝達しなければならない。

居宅介護

④	事業所のすべての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
留意事項	○ 健康診断等については、労働安全衛生法により定期的に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。 《注釈》 従業者が、事業所指定外での健康診断の受診結果を証明する書面を提出した場合、労働安全衛生法による受診項目を満たしていれば、受診したものとしてよい。
⑤	運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
留意事項	〔明示〕については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。 交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記すること也可。 〔緊急時の対応〕とは、利用者が24時間の中でおこる事象についての対応をいう。
⑥	新規に採用したすべての従業者に対し、継続した従業者の同行による研修を実施していること。
留意事項	〔継続した従業者の同行による研修〕については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者が十分な評価がある従業者)が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。 《注釈》 加算の届出日の属する月の前3ヶ月の実績において、新規に採用した全てのヘルパーに対して、同行による研修実績があること。(過去3ヶ月の実績において、新規に採用した従業者がいない場合は、同行による研修体制が整っていれば可)届出を行った月以降においても、毎月、新規に採用した全てのヘルパーに対して当該研修を実施している必要がある。(これが実施されない場合は、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。) 同行による研修を実施した場合、提供記録の備考欄等に同行者の氏名、同行した時間、研修内容を記録すること。

居宅介護

⑦	次のいずれかの要件を満たすこと ・ 従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上 ・ 従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者（平成24年度追加基準）、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上 ・ 前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上
留意事項	○ 介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合について 前年度（4月～2月）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均により算出した数を用いて算出するものとする。なお、介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。 ○ 「常勤の従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の従業者が対象となる。 事業所で定めた勤務時間（1週間に勤務すべき時間数）が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）のすべてを勤務している従業者をいう。 《注意》 ・ 居宅介護及び在宅訪問介護のサービスを提供している事業所において、居宅介護事業所の「常勤の従業者」によるサービス提供の占める割合を算出する際に、主に在宅訪問介護に従事している常勤の従業者が行った居宅介護のサービス提供時間についても、居宅介護事業所の「常勤の従業者」によるサービス提供時間」に含まれる。 ・ 常勤のサービス提供責任者が従業者としてサービス提供を行った場合の時間数についても「常勤の従業者によるサービス提供時間」に含まれる。
	※算出方法については、次を参照

算出方法

3ヶ月又は前年度実績から、従業者個々の資格別に居宅介護のサービス提供延べ時間数を出し、各従業者の月平均時間を算出 … A

★従業者のうちの介護福祉士の占める割合であれば（常勤の一月の勤務時間＝160hの場合）

① Aで算出した各従業者の月平均時間を全員合計して、合計を160で割る … B

合計を160で割る … B

② Aで算出した各従業者の月平均時間を全員合計して、合計を160で割る … C

③ B ÷ C × 100 = 介護福祉士の占める割合 (%)

B、Cについては小数点第2位以下切り捨て

算出の注意事項

○ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。
また、その割合については、毎月ごとに記録するものである。

居宅介護

⑨	1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。
留意事項	サービス基準によりサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならない。
⑩	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者（障害児を除く）の総数のうち障がい支援区分5以上である者及び障害児等を必要とする者（登録事業所である場合に限る）（平成24年度追加基準）の占める割合が100分の30以上であること。
留意事項	前年度（4月～2月）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均により算定することとする。 ※算出方法については、次を参照

算出方法

① 前年度（4月～2月）又は届出日の属する月の前3ヶ月の利用実人員から、障害支援区分5以上利用実人員を出し、障害支援区分5以上の占める割合を算出する。

② 前年度（4月～2月）又は届出日の属する月の前3ヶ月の各利用者の利用回数より、障害支援区分5以上の者の利用回数を出し、全利用者の利用回数のうち障害支援区分5以上の者の利用回数の占める割合を算出する。

※ ①及び②両方が適合しないと加算の対象にならない

算出の注意事項

○ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。
また、その割合については、毎月ごとに記録するものである。

⑧

すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者（平成24年度追加基準）、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者であること。

留意事項

「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。

